

大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年2月24日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第3号

大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程の一部を  
改正する規程

大阪広域水道企業団職員の住居手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用職員) 第2条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第8条第1号の企業長が定める職員は、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員とする。ただし、<u>職員の扶養親族たる者（条例第6条に規定する扶養親族で大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）第2条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、<u>職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに企業長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員を除く。</u></p>	<p>(適用職員) 第2条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号。以下「条例」という。）第8条第1号の企業長が定める職員は、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員とする。ただし、<u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、<u>職員の扶養親族たる者（条例第6条に規定する扶養親族で大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）第2条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）</u>以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第2号に掲げる住宅並びに企業長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員を除く。</p> <p><u>(職員以外の住宅の新築者等)</u> 第3条 <u>条例第8条第2号の企業長が定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。</u> (1) <u>職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅</u> (2) <u>職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅</u> (3) <u>その他企業長が定める住宅</u></p> <p><u>(職員以外の住宅の新築者等)</u> 第4条 <u>条例第8条第2号の企業長が定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分</u></p>

<p>(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)</p> <p><u>第3条</u> <u>条例第8条第2号</u>の企業長が定める住宅は、第2条ただし書に規定する住宅とする。</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p><u>第4条</u> <u>条例第8条第2号</u>の企業長が定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号)第5条第3項に該当する職員(以下「単身赴任手当権衡職員」という。)で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(職員以外の地方公務員、国家公務員又は同条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用)の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして企業長の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(届出)</p> <p><u>第5条</u> 新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、企業長が定めるところにより速やかに企業長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場</p>	<p>に応じ、当該各号に掲げる者とする。</p> <p><u>(1) 前条第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u></p> <p><u>(2) 前条第3号に掲げる住宅のうち企業長が定める住宅 企業長が定める者</u></p> <p>(世帯主)</p> <p><u>第5条</u> <u>条例第8条第2号の「世帯主」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は1親等の血族若しくは姻族である者(以下「配偶者等」という。)</u>とが共有している住宅(企業長がこれに準ずると認める住宅を含む。)に当該職員と当該配偶者等が同居しているときは、これらの同居している者全員で1の世帯を構成しているものとする。</p> <p>(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)</p> <p><u>第6条</u> <u>条例第8条第3号</u>の企業長が定める住宅は、第2条ただし書に規定する住宅とする。</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p><u>第7条</u> <u>条例第8条第3号</u>の企業長が定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号)第5条第3項に該当する職員(以下「単身赴任手当権衡職員」という。)で、同項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(職員以外の地方公務員、国家公務員又は同条第1項に規定する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用)の直前の住居であつた住宅(前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして企業長の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(届出)</p> <p><u>第8条</u> 新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、企業長が定めるところにより速やかに企業長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額及び住宅の所有関係</p>
--	--

<p>合についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認及び決定) 第6条 (略)</p> <p>(家賃の算定基準) 第7条 第5条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、企業長は、企業長の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。</p> <p>(支給の始期及び終期) 第8条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事後の確認) 第9条 (略)</p>	<p>等に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(確認及び決定) 第9条 (略)</p> <p>(家賃の算定基準) 第10条 第8条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、企業長は、企業長の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。</p> <p>(支給の始期及び終期) 第11条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第8条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第8条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事後の確認) 第12条 (略)</p>
---	---

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。